

報 告 第 5 号

平成30年度富士見市下水道事業会計予算繰越計算書について
平成30年度富士見市下水道事業会計予算に係る建設改良費の一部を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づき繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和元年6月4日提出

富士見市長 星 野 光 弘

平成30年度 富士見市下水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左
						企 業 債
資 本 的 支 出	建 設 改 良 費	公 共 下 水 道 建 設 事 業	596,338,368	352,846,621	190,522,128	133,700,000
		特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 建 設 事 業	385,682,000	288,793,142	63,250,156	60,000,000

事業会計予算繰越計算書

(単位：円)

の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度 額	説 明
国庫補助金	受益者負担金	損 益 勘 定 留 保 資 金			
56,740,000	0	82,128	52,969,619	0	<p>(1) 別所雨水幹線築造工事(第4工区) 工事着手に伴い、近隣住民の出入り関係の調整を行ったことや、電柱の移設に不測の日数を要したことに伴う工期延長 (5月31日までの77日間の延長)</p> <p>(2) 新河岸川第一排水区雨水管切替工事 (第1工区) 工事着手に伴い、試掘を行った結果、水道管及びガス管が支障となり、占有者との協議や切廻し工事に不測の日数を要したことに伴う工期延長 (5月7日までの68日間の延長)</p>
0	3,162,000	88,156	33,638,702	0	<p>(3) 新河岸第16-1-1汚水管渠築造工事 (第3工区) 当課発注の新河岸第16-1-1汚水管渠築造工事(第1工区)及び(第2工区)の近接工事において、現場間の調整に不測の日数を要したことに伴う工期延長 (6月7日までの84日間の延長)</p>